

## 令和2年度第1回袖ヶ浦市国民健康保険運営協議会

- 1 開催日時 書類審議  
依頼文発送：令和2年4月24日  
質問期限：令和2年4月30日  
質問に対する回答：令和2年5月1日  
回答期限：令和2年5月14日

- 2 開催場所 ー

- 3 出席委員（回答をいただいた委員）

会長	小島 直子	委員	山田 和江
会長代理	在原 緑	委員	中馬 剛
委員	服部 俊郎	委員	渡邊 彰浩
委員	大嶋 厚美	委員	佐野 功
委員	島田 和美	委員	砂川 直俊
委員	島村 佳伸	委員	豊嶋 節子
委員	小林 はつ枝		

(未回答委員なし)

- 4 出席職員（対応職員）

市民健康部 部長	苅米 幹隆	市民健康部 次長	佐久間 ゆかり
保険年金課 副参事	長谷川 秀明	保険年金課国保 資格給付班長	門脇 紀

- 5 傍聴定員と傍聴人数

ー

- 6 議 題

袖ヶ浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

- (1) 審査結果報告書受領前にいただいた質問及び回答  
別添のとおり
- (2) 審査結果報告書
  - ・提出をいただいた委員…13人（全員）
  - ・集計結果…賛成13人、反対0人
- (3) 審議結果  
承認することとする。

[質問]

参考資料として、モデルケース試算があると分かりやすいかなと思います。

[回答]

軽減措置の拡充についてはモデルケースを、賦課限度額の引き上げについては、超過例を世帯人数ごとにお示しします。

① 軽減措置の拡充について、軽減の対象となる2つのモデルケースを作成しました。

(ケース1)

夫婦及び子ども2人で自営業者の場合

世帯主の合計所得		
	現行	改正後
7割軽減	33万円以下	33万円以下
5割軽減	145万円以下	147万円以下
2割軽減	237万円以下	241万円以下

※ 所得 = 収入 - 経費

世帯主以外は所得がないものとして算定しています。

(ケース2)

夫婦2人で年金収入のみの世帯の場合

世帯主の年金収入		
	現行	改正後
7割軽減	168万円以下	168万円以下
5割軽減	224万円以下	225万円以下
2割軽減	270万円以下	272万円以下

※ 夫婦ともに65歳以上で世帯主は上記の金額、配偶者の年金収入が120万円以下として試算しています。

② 賦課限度額の超過例を世帯人数ごとにお示しします。

世帯主の合計所得 (医療保険分)		
	現行	改正後
1人世帯	9,236,250円	9,548,750円
2人世帯	8,955,000円	9,267,500円
3人世帯	8,673,750円	8,986,250円
4人世帯	8,392,500円	8,705,000円

※ 上記の所得を超えても、賦課限度額である63万円 (現行61万円) で賦課されるという意味です。

世帯主以外は所得がないものとして算定しています。

$$\text{年税額} = \text{医療保険分 (上限63万円)} + \text{後期高齢者支援金分 (上限19万円)} + \text{介護保険分 (上限17万円)}$$

## 国民健康保険税の制度改正等の概要

### 【概要】

地方税法施行令の一部が改正され、国民健康保険税の軽減措置について、5割軽減及び2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準の拡充及び賦課限度額引き上げが実施されることに伴い、国民健康保険税条例の一部を改正する。

### 1 軽減措置の拡充

被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準について、5割軽減の基準は被保険者数に乗ずる金額を28万5千円、2割軽減の基準は被保険者数に乗ずる金額を52万円に引き上げる。

	現 行	改正後
7割軽減	基礎控除額（33万円）以下の世帯	同 左
5割軽減	{基礎控除額（33万円）+ <u>28万円</u> ×被保険者数} 以下の世帯	{基礎控除額（33万円）+ <u>28.5万円</u> ×被保険者数} 以下の世帯
2割軽減	{基礎控除額（33万円）+ <u>51万円</u> ×被保険者数} 以下の世帯	{基礎控除額（33万円）+ <u>52万円</u> ×被保険者数} 以下の世帯

### 2 賦課限度額の引き上げ

医療保険分の賦課限度額を61万円から63万円に引き上げ、介護保険分の賦課限度額を16万円から17万円に引き上げる。

	現 行	改正後
医療保険分	610,000円	630,000円
後期高齢者支援金分	190,000円	同 左
介護保険分	160,000円	170,000円

### 3 その他

[過去の実績]

改定年度	軽減措置の拡充	賦課限度額の引き上げ	按分率	その他
H29	○			
H30	○	○		資産割廃止
R01	○	○		

[近隣市の状況]

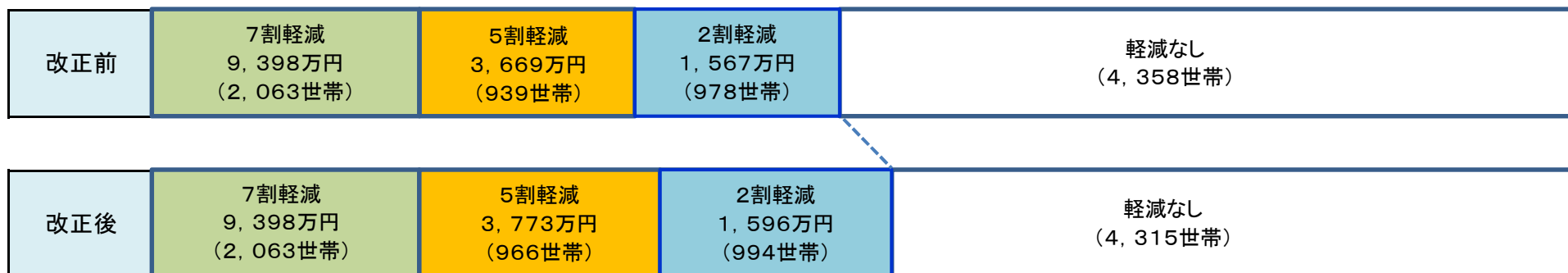
- 【軽減措置の拡充】 近隣3市（木更津市、君津市、富津市）とも実施予定  
 【賦課限度額の引き上げ】 近隣3市（木更津市、君津市、富津市）とも実施予定

# 1 軽減措置の拡充

単位：円

	軽減判定所得		軽減世帯数			軽減税額		
	改正前	改正後	改正前	改正後	増減	改正前	改正後	増減
7割軽減	基礎控除額(33万円)以下の世帯	変更なし	2,063	2,063	0	93,987,950	93,987,950	0
5割軽減	{基礎控除額(33万円)+28万円×被保険者数}以下の世帯	{基礎控除額(33万円)+28.5万円×被保険者数}以下の世帯	939	966	27	36,694,000	37,736,000	1,042,000
2割軽減	{基礎控除額(33万円)+51万円×被保険者数}以下の世帯	{基礎控除額(33万円)+52万円×被保険者数}以下の世帯	978	994	16	15,672,200	15,964,700	292,500
合計			3,980	4,023	43	146,354,150	147,688,650	1,334,500

(令和2年3月現在)



※イメージ図

軽減額が増加(課税額は減少)  
約133万円

## ○軽減世帯の拡充に伴う財源について

低所得者に対する保険税軽減相当額を公費で補てんする制度(保険基盤安定制度)が、平成2年より導入されております。  
この制度により、軽減世帯の拡充に伴う保険税の減収分については、県が3/4を負担し、市が1/4分を一般会計から繰り出すこととなります。

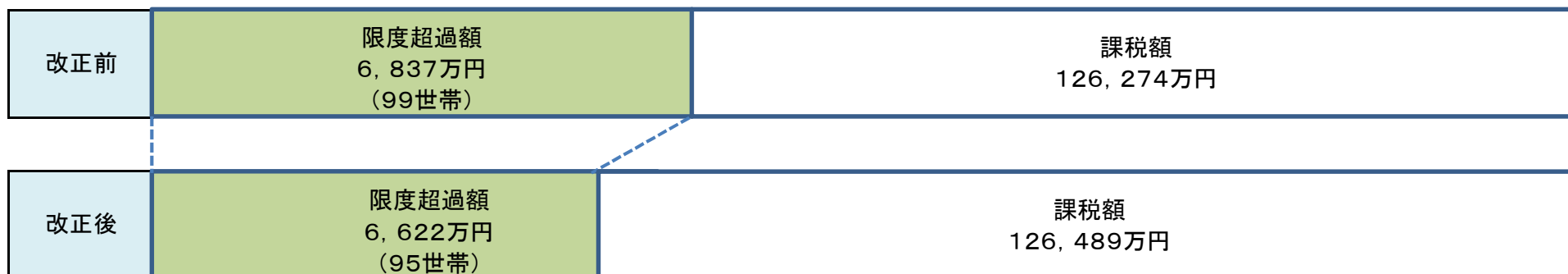
## 2 賦課限度額の引き上げ

単位：円

	賦課限度額		賦課限度額超過世帯数			賦課限度額超過額		
	改正前	改正後	改正前	改正後	増減	改正前	改正後	増減
医療保険分	61万円	63万円	98	94	△ 4	53,198,531	51,266,556	△ 1,931,975
後期高齢者 支援金分	19万円	19万円	82	82	0	12,345,833	12,345,833	0
介護保険分	16万円	17万円	23	20	△ 3	2,825,913	2,611,157	△ 214,756
合計	96万円	99万円	99	95	△ 4	68,370,277	66,223,546	△ 2,146,731

※賦課限度額超過世帯数の合計は実数

(令和2年3月現在)



※イメージ図

賦課限度超過額が減少(課税額は増加)  
約215万円  
(4世帯減)

## 改正の概要について【補足説明】

### 改正の目的

市町村国保は「年齢構成が高く、医療費水準が高い、所得水準が低い」などといった構造的な課題を抱えています。

加入者数はここ数年減少傾向にあります。加入者の所得水準が伸びない中、高齢化や医療の高度化などで医療費は増加となっています。本改正により、応能負担をさらに強化し、高所得層の負担上限を引き上げることで、中間所得層の負担軽減を図ることを目的としています。

### 改正内容

地方税法施行令の一部が改正され、国民健康保険税の軽減措置について、5割軽減及び2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準の拡充及び賦課限度額引き上げが実施されることに伴い、袖ヶ浦市国民健康保険税条例の一部を改正するものです。

#### 1 軽減措置の拡充について

国民健康保険法では、低所得世帯の負担能力を考慮し、世帯の総所得金額が一定の金額を超えない場合においては、一人ごとにかかる均等割額と、世帯ごとにかかる平等割額を減額するものとする、と規定されています。

今回の改正において、物価上昇に対する低所得の負担軽減世帯の措置として、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準額を拡充するものです。

軽減措置拡充に伴う影響額等の見込みは、資料2ページのとおりです。

改正後の軽減世帯は43世帯増の4,023世帯、軽減税額は133万4,500円増となる見込みです。

なお、軽減世帯の拡充に伴う財源については、公費で補てんする制度（保険基盤安定制度）により、軽減額のうち県が4分の3負担し、市は4分の1を一般会計から繰り出すこととなります。

#### 2 賦課限度額の引き上げについて

保険税負担の公平及び中間所得層の負担軽減を図るための改正であり、医療保険分の賦課限度額を61万円から63万円に、介護保険分を16万円から17万円にそれぞれ引き上げ、改正後の賦課限度額合計額を99万円とするものです。

賦課限度額の引き上げに伴う影響額等の見込みは、資料3ページのとおりです。

改正後の賦課限度額超過世帯は4世帯減の95世帯、賦課限度額超過額は214万6,731円減少する見込みです。

（※世帯数の合計欄につきましては、医療保険分と介護保険分どちらも該当になる世帯があるため、実世帯数を記載してあります。）

#### 3 その他

過去の実績及び近隣市の状況を記載しています。参考にご覧ください。

袖保第612号  
令和2年5月7日

袖ヶ浦市国民健康保険運営協議会長 様

袖ヶ浦市長 粕谷 智浩

袖ヶ浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について  
(諮問)

下記のことについて、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第11条  
第2項の規定により諮問します。

記

袖ヶ浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

袖 国 運 第 2 号

令和 2 年 5 月 2 5 日

袖ヶ浦市長 粕 谷 智 浩 様

袖ヶ浦市国民健康保険運営協議会

会 長 小 島 直 子

袖ヶ浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定に  
ついて（答申）

令和 2 年 5 月 7 日付け袖保第 6 1 2 号で諮問のありましたこのことにつ  
いて、下記のとおり答申いたします。

記

- |   |      |                                    |
|---|------|------------------------------------|
| 1 | 会議日時 | 書面会議                               |
| 2 | 出席委員 | 1 3 人                              |
| 3 | 会議場所 | —                                  |
| 4 | 諮問事項 | 袖ヶ浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の<br>制定について |
| 5 | 答申内容 | 原案のとおり承認する                         |